

報告 第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

新居浜市長 石川勝行

和解及び損害賠償の額の決定について

(写)

処 分 書

専 決 第 2 号

和解及び損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成27年1月16日

新居浜市長 石川勝行

1 和解の相手方 (省略)

2 事故の概要

平成26年9月29日午後2時42分頃、市道東田国領線（東田二丁目甲1510番3地先路上）において、北進中の公用車と南進してきた相手方の原動機付自転車とが接触し、相手方の車両が道路東側の石垣に衝突。相手方（運転者）が負傷し、双方の車両を損傷した。

3 和解の内容

- (1) 新居浜市は、相手方に対し、負傷させたことに係る損害賠償債務として金69万2,601円、車両を損傷させたことに係る損害賠償債務として金2万8,000円、合計72万601円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、新居浜市に対し、公用車を損傷させたことに係る損害賠償債務として、金6,794円の支払義務があることを認める。
- (3) 新居浜市と相手方は、本件事故に関し、前2号に掲げる事項以外には、一切の債権債務のないことを相互に確認する。